

特定非営利活動法人ほっと吉和の自家用有償旅客運送の必要性について

1 案の要旨

特定非営利活動法人ほっと吉和が吉和地域において運行している自家用有償旅客運送「ほっとバス（巡回バス・デマンドカー）」（以下「ほっとバス」という。）の必要性について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号の規定に基づき協議するものである。

2 案の理由

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能となる。

ほっとバスは、登録の有効期間が「令和 8 年 3 月 28 日まで」となっており、更新がされていなかったため、今後の有償運行に当たっては新規登録の手続きを要するものである。

3 ほっとバスについて

(1) 運行エリアの交通状況

別紙 1 「廿日市市吉和地域 巡回バス路線図・デマンドバス区域図」のとおり

(2) 必要性

一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために運行する。地域の主体的な運行により、多様化する地域住民の移動ニーズへ対応し、効率的な公共交通空白地の移動手段を確保する。

(3) ほっとバスの内容

別紙 2 「ほっとバスの内容」のとおり

(4) 利用実績

令和 7 年度 巡回バス：756 人、デマンドカー：1,766 人

4 自家用有償旅客運送の更新登録の失念について

(1) 手続きを失念した経緯

自家用有償旅客運送者登録証を綴じており、有効期間の確認ができていなかった。

(2) 現在の対応状況

有効期間の更新漏れ発覚後の令和8年7月23日午後から運休し、令和8年7月25日から、無償運行に切り替えて運行中である。

登録の有効期間満了日の翌日以降（令和8年3月29日から令和8年7月23日まで）に徴収した対価（運賃）は、利用者へ返金するため、車内に案内を公示している。区域運行の利用者については、運転日誌等でリストアップし、対象者へ全戸訪問して返金中である。路線定期運行の利用者については、可能な範囲で対象者を特定し、訪問して返金する。

自家用有償旅客運送の新規登録について至急行い、登録完了次第、有償運送を再開する予定である。

(3) 再発防止策

自家用有償旅客運送者登録証の写しを事務室に掲示し、登録の有効期間を確認する。